

(公財)しまね自然と環境財団 環境学習資機材貸出規約

(趣旨)

第 1 条 この規約は、しまね自然と環境財団松江事務所(以下「財団」という。)が所有する環境学習資機材(以下「資機材」という。)の貸出について、必要な事項を定めるものとする。

(資機材)

第 2 条 この規約に基づいて貸し出す資機材は、別に定める。

(貸出対象者)

第 3 条 貸出は、原則として次の要件を満たす島根県内の団体・個人とする。

- (1) 県民への環境保全に関する知識の普及、意識の高揚又は環境学習の推進に資する事業を行うこと。
- (2) 政治活動、宗教活動又は営利活動を主たる目的として資機材を使用しないこと。
- (3) 暴力団でないこと、暴力団若しくは暴力団員等の統制下にある団体でないこと、又はその構成員でないこと。

(貸出方法)

第 4 条 資機材の貸出を受けようとする者(以下「借受者」という。)は、事前に財団へ希望する資機材の貸出状況を問い合わせ、貸出が可能な場合は財団あてに別紙「環境学習資機材借用申込書」(以下「申込書」という。)を提出する。

(貸出期間)

第 5 条 貸出期間は、申込書に記載された期間内とし、借受者は資機材の使用が終われば速やかに財団へ返却する。

2 原則、貸出及び返却場所は、財団(松江市殿町8-3 島根県市町村振興センター2F)にて対面で行う。ただし、遠方などで対面が難しい場合は宅配便を利用することができる。

3 貸出及び返却は、財団の営業時間内(平日9:30~17:00)に行う。

4 第1項から第3項までの規定において、特別な事情が発生した場合は財団と協議の上、変更することができる。

(経費負担)

第 6 条 資機材の利用は無料とする。

2 前条第2項の規定により宅配便を利用する場合、送料は、借用時は財団が、返却時は借受者が負担する。

3 貸出期間中に借受者の故意、又は過失による資機材の破損、紛失があった場合、修繕等に要する経費は、借受者の負担とする。

(貸出期間中の管理責任等)

第 7 条 借受者は、貸出期間中の資機材の保管及び管理について、善良な管理者の注意をもって行わなければならない。

2 借受者は、第三者に資機材を転貸してはならない。

(賠償責任等)

第 8 条 借受者は、貸出期間中に資機材による事故が発生した場合、直ちに財団に報告するとともに、第三者に対する損害賠償等については当該借受者が一切の責任を負い、その賠償をしなければならない。

(その他)

第 9 条 本規約に定めのない事項は、財団が必要に応じ別に定める。

附則

この規約は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

改定 令和 4 年 6 月 7 日